

第5章 特定地区の配慮事項

万博公園周辺地区 景観形成の配慮ポイント

既存の緑や景観資源を活かし、眺めに配慮した景観形成を図る

具体的な配慮事項

- 地区内の公共用通路などから太陽の塔が見える場合は、その眺めを阻害しないように、屋外広告物の配置や規模、意匠に配慮する。
- 中高層部の広告物は、建築物の壁面と同系色の落ち着いた色彩とするか、箱文字・切り文字とするなど、シンプルなデザインとし、低層部は積極的ににぎわいの演出に努め、洗練された遠景と活気のある近景を両立させる。
- 誘導サイン等の広告物は、必要最小限の情報とするなど、機能性の高いデザインにする。
- 照明等は、必要最小限の光源とし、周辺に光が拡散しないようにするとともに、深夜の時間帯は消灯するなど、周辺の住環境や緑地環境に配慮する。

〈吹田市屋外広告物条例〉

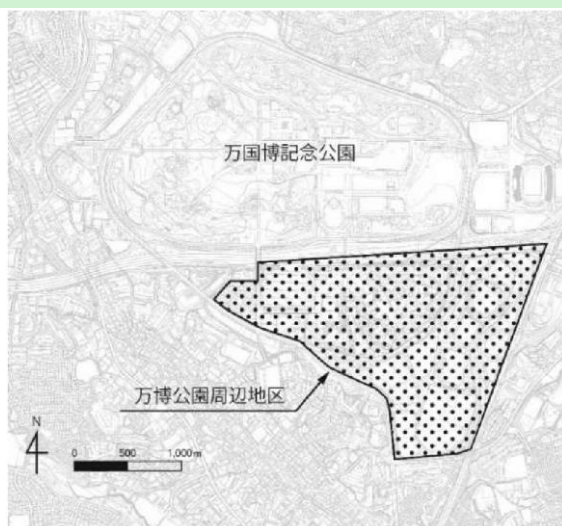
- ・ 広告景観特定地区として、万博公園周辺地区を指定しています。(P.41「広告景観特定地区」参照)

屋外広告物による景観形成のイメージ例



- 建築物外観意匠や外構の植栽などに調和させるようにシンプルな広告物デザインにします。

地区区分図



具体的な配慮事例



シンプルな施設名サインの事例



機能性の高い案内誘導サインの事例